

南部地区ごみ減量化行動計画

みんなで取り組む

4つのR



平成 26 年 4 月

サザンクリーンセンター推進協議会

目次

1. 計画策定の趣旨	1
2. 南部地区6市町のごみの概要	2
3. ごみ減量化計画の目標	3
4. 市町・住民・事業者の役割	5
5. ごみ減量化の施策（行動計画）	6
6. 市町・住民・事業者の役割	
(1) 市町の取り組み	6
(2) 住民の取り組み	8
(3) 事業者の取り組み	10

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画の目的

南部広域行政組合では、平成25年5月に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「ごみ処理基本計画」という。）」を策定し、「ごみの排出抑制の推進」「ごみの資源化の推進」「ごみの適正処理・処分の推進」の3つの基本方針と平成34年度には1人1日あたりのごみ排出量を5%削減（資源化量を除くごみ量に対しては約11%の削減）する目標を定めました。

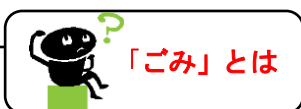
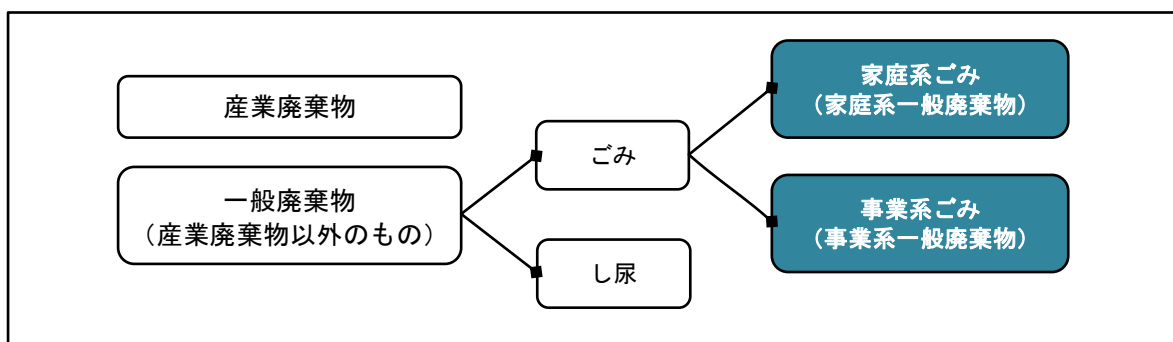
そこで南部広域行政組合では、住民・事業者・行政のそれぞれが循環型社会の形成推進に向けて責任と役割を果たしつつ、ごみ処理基本計画を具体的に実行する行動指針として「南部地区ごみ減量化行動計画」を新たに策定することとし、その推進を図っていきます。

(2) 計画の位置づけ

本行動計画は、平成25年5月に策定された南部広域行政組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画と整合を図って策定します。

(3) 計画の適用範囲

本計画の対象区域は沖縄本島の糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町及び西原町（以下「南部地区6市町」という。）とします。また、本計画の適用範囲は、南部地区6市町から発生する一般廃棄物のうち、「ごみ」を対象とします。



「ごみ」とは、廃棄物の一部である「一般廃棄物」から「し尿」を除いたものです。また「ごみ」は、日常生活から発生する「家庭系ごみ」と事業活動から発生する廃棄物のうち「産業廃棄物」以外の「事業系ごみ」に分類されます。
このため、古紙類や金属類など資源化可能な物も法律の定義上は「ごみ」に含まれます。

(4) 計画の期間

本行動計画は、平成26年度から平成35年度までの期間を計画期間とします。

また、関連計画などとの整合を図りながら概ね5年ごと、又はごみを取り巻く状況などに大きな変動があった場合は見直しを行います。

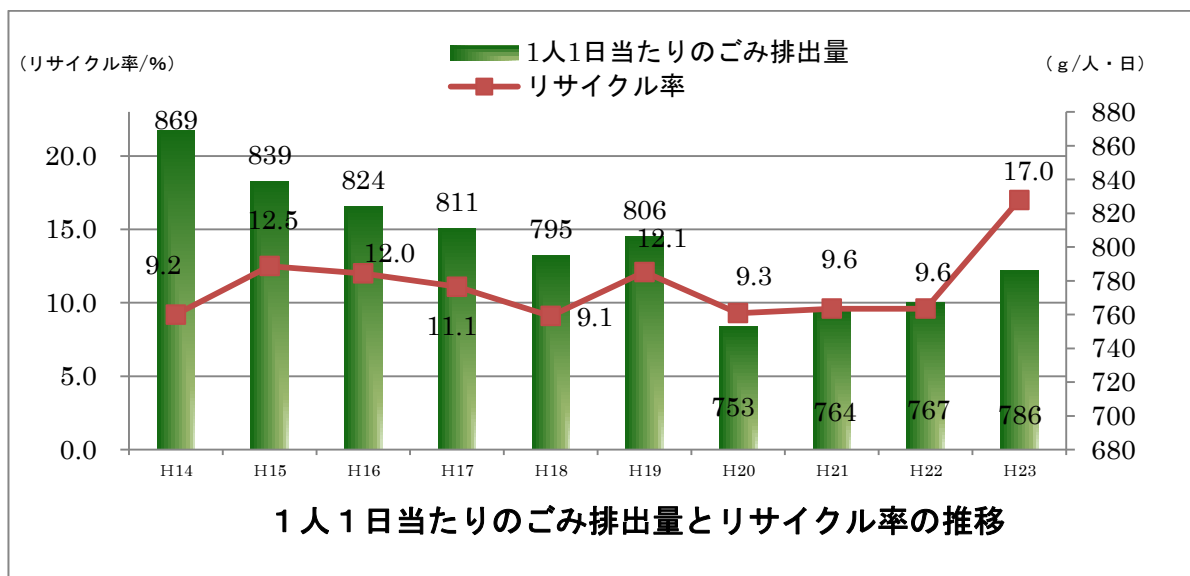
2. 南部地区6市町のごみの概要（平成23年度実績）

南部地区6市町の一般廃棄物（家庭ごみ・事業ごみ）の排出量は、**69,065トン**

南部地区6市町の1人1日当たりのごみの量は、**786g/人・日**

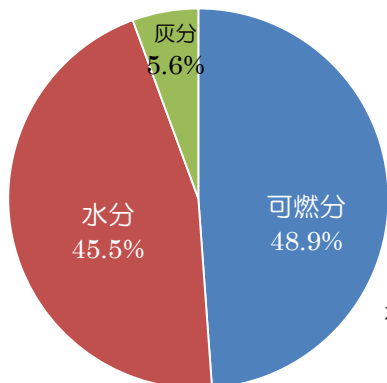
1年間で1人当たり約288kgのごみを出していることとなります。

リサイクル率は、**17%**

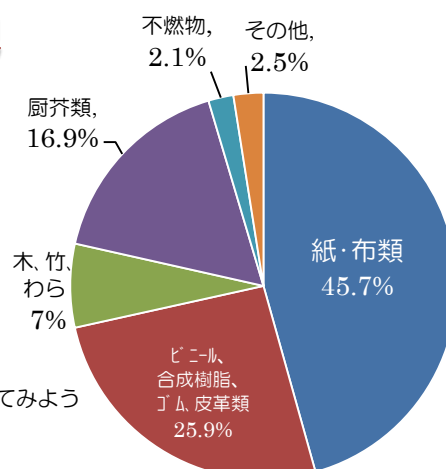


1人1日当たりのごみ排出量は、平成20年度までは減少傾向にあったが平成20年度以降はわずかながら増加しています。

南部地区6市町の可燃ごみの状況



水分を除いた可燃ごみの内訳を見てみよう



- 可燃ごみには、リサイクルできる紙や布類が多く含まれています。
- 水分の多い生ごみの水切りをすれば、ごみの減量化に効果的です。

3. ごみ減量化計画の目標

(1) 基本方針

ごみ処理基本計画で定めた目標値を達成するため、住民・事業者・行政の連携、協働による循環型社会の構築を目指して「4つのR」の実現を本行動計画の基本方針とします。

みんなで取り組む「4つのR」

1つめのR：リフューズ (Refuse)・・・ごみの発生回避



ごみ問題の根本的かつ最良の解決方法として、ごみの発生を回避することです。ごみになるもの、不要なものは断ることが大切です。

(例：マイバックを持参し、レジ袋を断る。過剰包装を断る。)

2つめのR：リデュース (Reduce)・・・ごみの排出抑制



ごみとなるようなものの買う量や使う量を減らし、ごみの排出を抑制することです。購入時や使用時に意識することが大切です。

(例：詰め替え商品の購入。料理の作りすぎや材料の買い過ぎを控える。)

3つめのR：リユース (Reuse)・・・製品部品の再利用



繰り返し使える商品の購入やフリーマーケットなどを活用して再利用することです。捨てる前に再利用を心がけることが大切です。

(例：リターナブル容器を使用し、店頭回収等に協力する。)

4つめのR：リサイクル (Recycle)・・・原材料などへの再資源化

新たな製品の原料として再資源化することです。発生抑制、再利用を行ってもまだ排出されるごみは、きちんと分別しできるだけリサイクルルートへ排出しましょう。

(例：資源ごみ等の分別排出の徹底。生ごみの自家処理（堆肥化）への協力。)



「4つのR」には優先順位があり、順番で取り組むことが、最もごみを減らす効果があります。

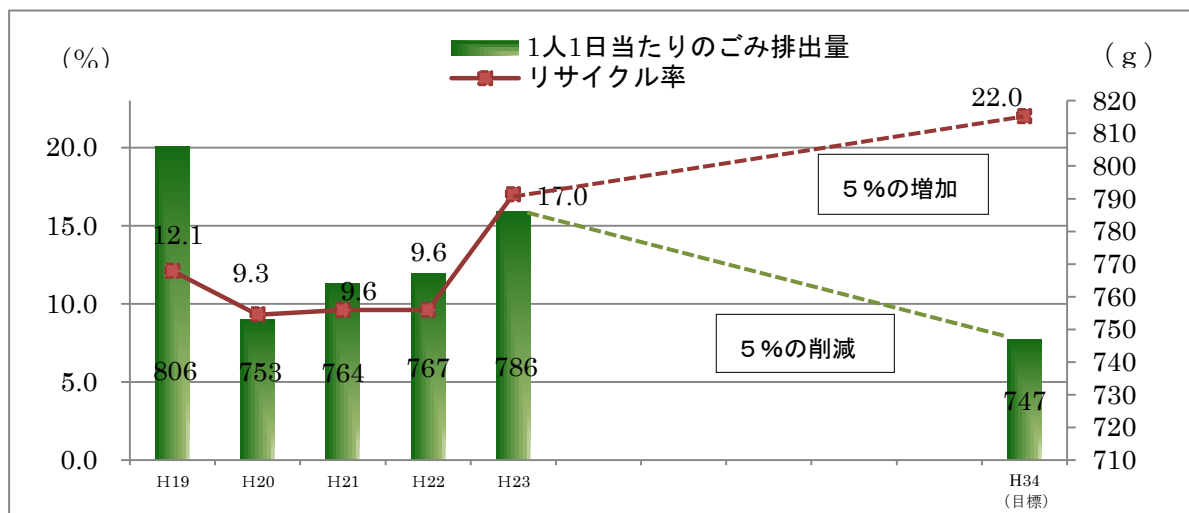
(2) ごみ減量・リサイクル目標

■全体目標

1人1日あたりのごみ排出量を5%削減します。

◎資源化量を除くごみ量を約11%削減します。

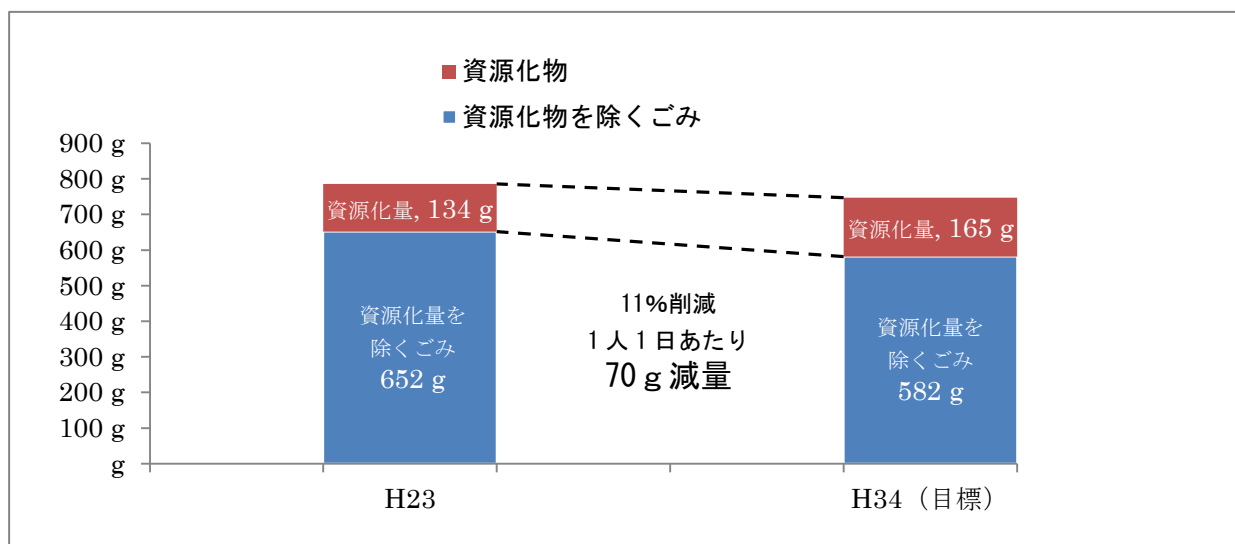
◎再生利用率を22%まで増加します。



■個別目標

資源化量を除いたごみ量を約11%減らすためには

ごみ量を1人1日あたり70g減らします。



4. 市町・住民・事業者の役割

「行動計画」を円滑に推進するためには、市町・住民・事業者がそれぞれの役割を認識し、実行できるところから積極的に行動を起こすとともに、連携と協力を図り「循環型社会の構築」を目指して取り組むことが重要です。

(1) 市町の役割

市町は、住民や事業者がごみの減量化やリサイクルの促進に積極的に取り組めるような仕組みを整えるとともに、「住民と事業者とのパイプ役」、「ごみ処理を行う者」、「事業者」として、自らあらゆる施策を通じてごみの減量化・資源化を推進し、市町自らも一事業者として減量化・資源化に取り組みます。

(2) 住民の役割

住民は「ごみの排出者」であることを自覚し、ごみを出さない生活を第一に考え、次に再使用、それでも出てしまうごみについては、分別を徹底するなど再資源化に取り組むことが重要な役割であり、住民1人ひとりがごみ減量について積極的に行動することが必要です。

(3) 事業者の役割

事業者は「製造・加工・販売者」、「消費者」、「ごみの排出者」の3つの立場がある事を理解し、簡易包装の推進、耐久性に優れた商品の製造・販売するなど、その業種に応じた役割を積極的に果たすように努め、ごみの出にくい商品や環境に配慮した商品の使用を心がけることが必要です。

また、事業活動に伴う廃棄物の処理においても、排出抑制やリサイクルを積極的に行うとともに、廃棄物の適正な処理に努めることも必要です。

5. ごみ減量化の施策（行動計画）

（1）市町の取り組み

①ごみ処理有料化の継続実施（排出抑制）

現在各市町において実施している指定ごみ袋による有料化を継続実施するものとします。また、県内市町村等の動向を踏まえ、有料化の料金設定の見直しを検討します。

②環境教育、普及啓発の充実（排出抑制、再資源化）

環境教育については、現在小学校の授業の一環で実施しています。また、各種団体等による廃食油を利用した手作り石鹸や生ごみ等の堆肥化等の市民講座等が行われています。今後もこれらの取り組みに市町として積極的に関与していきます。

普及啓発については、各市町及びサザンクリーンセンター推進協議会において、広報への掲載、ポスター、チラシの配布等により実施しているところであり、今後も継続して実施していきます。

③マイバック運動の推進（排出抑制）

市町内の大型店舗等においては、住民によるマイバックの利用が浸透しつつあります。今後はコンビニエンスストア等の利用があまり進んでいない店舗における利用促進を図るため、当該店舗への協力依頼を行っていきます。

④生ごみ処理機等の購入助成（排出抑制、再資源化）

庭のある家庭においては、生ごみを堆肥として積極的に利用してもらうため、各市町による生ごみ処理機等の購入助成を継続実施します。また、製造した堆肥の利用方法などについて、有効活用を行っている住民等の協力を得ながらアドバイス等を行っていきます。

⑤多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底（排出抑制）

多量に一般廃棄物を排出する事業者に対し、ごみの発生抑制や分別等に関する指導を行っていきます。

⑥容器包装廃棄物の排出抑制（排出抑制）

飲料用容器や洗剤容器、レジ袋等の容器包装廃棄物の排出を抑制するため、前出の「普及啓発の充実」の項に示す広報やポスター等を利用して、その普及啓発を図っていきます。

⑦リターナブルびん等のリターナブル容器の利用促進（排出抑制）

リターナブル容器の利用を促進するため、前出の「普及啓発の充実」の項に示す広報やポスター等を利用して、その普及啓発を図っていきます。

⑧環境物品等の使用促進（再資源化）

環境物品の使用促進を図るため、前出の「普及啓発の充実」の項に示す広報やポスター等を利用して、その普及啓発を図っていきます。

⑨適切な分別排出の促進（再資源化）

適切な分別排出の促進を図るため、分別基準の検討、見直しを行い関係市町での分別項目を統一していきます。また、わかりやすいごみの分別方法の啓発活動を行っていきます。

市町のごみ減量化計画5カ年スケジュール

実施項目	H26	H27	H28	H29	H30
①ごみ処理有料化の継続実施 ・指定ごみ袋による有料化を継続実施 ・有料化の料金設定の見直し（料金統一）					
②環境教育、普及啓発の充実 ・広報誌・ポスター・チラシ配布等継続実施 ・減量化に関するイベントの実施	 				
③マイバック運動の推進 ・住民によるマイバック活用の継続実施 ・コンビニエンスストア等利用促進を図るため 当該店舗への協力依頼	 				
④生ごみ処理機等の購入助成 ・生ごみ処理機等の購入助成の継続実施 ・堆肥の利用方法等の講習会等の実施	 				
⑤多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底 ・事業者に対しごみの発生抑制や分別等に関する指導	 6市町共通の「多量」の定義や、発生抑制手法等に関するノウハウの情報共有 				
⑥容器包装廃棄物の排出抑制 ・広報誌・ポスター・チラシを活用	 6市町共通のポスター・チラシの作成 				
⑦リターナブルびん等のリターナブル容器の利用促進 ・広報誌・ポスター・チラシを活用	 6市町共通のポスター・チラシの作成 				
⑧環境物品等の使用促進 ・広報誌・ポスター・チラシを活用	 6市町共通のポスター・チラシの作成 				
⑨適切な分別排出の促進 ・分別項目を統一 ・ごみの出し方のガイドブックを作成	 ごみの出し方ガイドブック作成 				

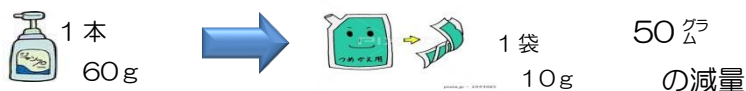
施策の点検・改善に基づく計画の見直し

(2) 住民の取り組み

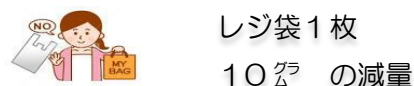
1 つめのR リフューズ (断る) : 不要なものは断り、ごみを発生させない
2 つめのR リデュース (減らす) : できるだけごみを出さないようにする

① 容器包装廃棄物の排出抑制

シャンプーや洗剤などは詰め替えが可能な製品を選びましょう。



買い物はマイバッグを利用しレジ袋のごみを減らしましょう。



② 使い捨て製品の使用抑制

紙コップや割り箸等の使い捨て製品をできるだけ使用せず、マイ箸、マイボトルを利用しましょう。



③ 計画的な消費活動

手つかず食品は1年間で1人当たり5kg程度とされています。

買い過ぎや食べ残しをなくしごみの発生を抑制しましょう。



減量効果 240,007人 (南部地区6市町人口) × 5kg/年 = 1,200t (約1.7%)

6市町全体で 1,200t^tの減量

④ 生ごみの水切り

生ごみの60%は水分と言われています。水切りネットを使用したり十分に水分を切ってから出しましょう。

水切りを十分に行うだけで約10%減量されます。



6市町全体で 1,002t^tの減量

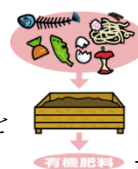
減量効果 10,023t (H23生ごみの排出推計量) × 10% = 1,002t

1人1日あたり 11g^gの減量

⑤ 生ごみ等の堆肥化

生ごみや庭木等の剪定枝葉は堆肥として活用することができます。

庭のある家庭ではできるだけ、生ごみ処理機等を活用して堆肥化を行い、ごみとしての排出を減らしましょう。



減量効果 10,023t (H23生ごみの排出推計量) ÷ 89,195世帯 = 112kg

1世帯が堆肥化すると・・・ 112kg^{kg}の減量

⑥ リターナブルびん等の使用促進

飲料容器などでリターナブルびん (再びびんとして利用するもの) が選択できるのであれば積極的に活用しましょう。

また、リターナブルびんは適正な回収ルートに引き取ってもらいましょう。

リターナブルびんのマーク例



日本ガラスびん協会統一認定マーク

3つめのR リユース（再使用）：できるだけ繰り返し大切に使う

⑦フリーマーケット・バザー等の利活用

不要になったものは必要な人に譲ったり、中古品で十分な場合にはリサイクルショップを利用するなど、リユースの場や情報を上手に利用しましょう。



⑧衣類等をリフォームする

着なくなった衣類はパッチワークや小物入れに作り変えたり、古くなったタオルは雑巾等にリフォームして活用しましょう。

⑨家具などが壊れたら修理して長く使う

イスやタンス、ベッドなどの家具は壊れてもすぐに捨てずに、できるだけ修理して長く使いましょう。

4つめのR リサイクル（再資源化）：

使い終わったものを「ごみ」ではなく、「資源」として使う

⑩分別排出の徹底

ごみを分別して排出することで、より多くのごみを資源として活用することができます。分別排出を徹底しましょう。

例：フリーペーパー1冊 64g 牛乳パック 31g 食品トレイ 11g ペットボトルふた 3g

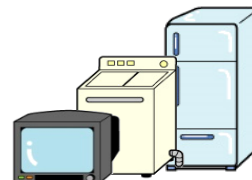


⑪食品トレイなどの店頭回収の利用

スーパーなどでは使用済みの食品トレイや牛乳パックを店頭回収し、資源化を行っています。できるだけ店頭回収を利用し、資源化へ協力しましょう。

⑫家電リサイクル法等の遵守

テレビや冷蔵庫等の家電製品やパソコンはそれぞれのメーカーによる資源化が義務づけられています。各種リサイクル法にのっとった排出ルールを守りましょう。



はじめよう 4つのR

一人ひとりのちょっとした取り組みが、大きな減量効果となって現れます。まずはできることから始めてみましょう。

(3) 事業者の取り組み

企業（事務所）での取り組み

①ごみ減量・リサイクルの意義等についての話し合い・環境教育

ごみ減量、リサイクルの意義について社内で環境学習を行い、ごみ減量の意識の高揚を図りましょう。

②分別排出の徹底

資源ごみ排出容器の増設やごみ箱の色分けによる誤分別の防止等徹底した分別によってごみの資源化を図りましょう。

③排出抑制・分別徹底等の意識啓発を示した掲示物の掲示

従業員の休憩場所やごみ排出場所等社員の目につきやすく業務の妨げにならない場所に標語等を掲げ常に意識を促しましょう。

④エコアクション21の取得（社会からの信頼度向上）

ISO14000 やエコアクション21 を取得し企業の環境に対する意識の高さをアピールすることで社会からの信頼度向上を図りましょう。

スーパー、小売店等における取り組み

①店頭による資源回収

食品トレイや牛乳パックの店頭回収ボックスを設置する等、販売した容器の回収を図りましょう。

②レジ袋有料化の徹底

小規模の売店やコンビニ等もレジ袋の有料化を実施し、レジ袋のごみ減量化に協力しましょう。

③レジ袋の要、不要の声掛けの徹底

支払の際にレジ袋の必要・不必要を確認し、不要なのについもらってしまったというお客様を減らしましょう。

④簡易包装の実施

どうしても包装が必要な品物については、包装が過剰にならないように工夫し包装廃棄物の減量化に努めましょう。

飲食店での取り組み

①生ごみの水切りの徹底

生ごみの60%は水分と言われています。水切りネットを使用したり十分に水分を切ってから出しましょう。
水切りを十分に行うだけで約10%減量されます。

②生ごみのリサイクル（肥料・飼料化）の検討・実施

生ごみは可能な限り堆肥や飼料としてリサイクルし、
ごみとして廃棄するものを減らしましょう。

③使い捨て容器や製品の使用抑制

お箸や器、コップ等繰り返し使えるものを選択し
ごみとして廃棄するものを減らしましょう。

その他の取り組み

①ごみ減量、リサイクルに適した商品であることのアピール

パッケージやラベルに環境に配慮した商品であることを記載し
購入者にアピールをしましょう。

②修理体制の充実

販売後も購入者が修理して長く使えるよう、部品の確保や修理体制を確立し
購入者へ周知しましょう。

③適正処理

廃棄物の処理に関しては最終処分までを管理し、
不法投棄や不適正な処理が行われないよう責任を持ちましょう。

はじめよう 4つのR

一人ひとりの努力も大切ですが事業所全体の協力も必要です。
みんなのできることから始めてみましょう。